

沖縄県立那覇西高等学校
2027(令和9)年度 国際人文科 1 学年国内語学研修 企画提案応募要領

沖縄県立那覇西高等学校
校長 島田 純

1. 研修の目的

本校では、国際的な見識と教養を身につけることを目指し、以下を目的に国内語学研修を計画する。

- (1) 国際人文科 1 学年全員を対象に、疑似留学体験を通して異国文化に親しみ、今後の英語学習活動への意欲や興味関心の喚起
- (2) 英語の運用力、発信力を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢の育成
- (3) 留学、進学等に向けた素地作りを図るとともに、異文化理解への態度の涵養
- (4) 英国の文化、マナーに触れながら、多様性を受け入れる共生社会で活躍する素養の育成

2. 研修概要

- (1) 日程等： **2028 年 1 月 11 日(火)～14 日(金) 3 泊 4 日**
(1/11:TOKYO GLOBAL GATEWAY 予約済、1/12～1/14:British Hills 予約済)
- (2) 研修地域：TOKYO GLOBAL GATEWAY (〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-32)
ブリティッシュヒルズ (〒962-0622 福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 1-8)
- (3) 参加人数：国際人文科 1 年 80 名及び引率教員 3 名(団長：1 名、担任：2 名)

3. 宿泊・研修について

- (1) 生徒の健康・安全・事故対策等を最優先に企画すること。
- (2) 学校側で検討した研修行程で行う。
- (3) 事前・事後の研修を行い、研修をより効果的なものにするよう取り組む。
- (4) 別添仕様書に沿って、研修を実施する。

4. 応募資格

- (1) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 に規定する旅行業登録を行っており、受注型企画旅行契約を取り扱える者であること。
- (2) 過去 2 年間に、類似事業の実施、または海外留学・研修に関する活動実績を有すること。
- (3) 沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有する団体等であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。
- (5) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第 7 条第 2 項(昭和 47 年 7 月 20 日告示第 69 号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
 - ② 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴

力団員を利用している者

- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※(7)については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

5. 業者の選定方法

- (1) 選定方法：書類選考
- (2) 語学研修検討委員会を経て委託業者を決定

6. 業者選定に関する提出書類及び決定通知

- (1) 別途、仕様書の記載項目をご参照下さい。
※様式は特にございませので、内容がわかる形態の資料にして17部ご提出下さい。
- (2) 提出期限：令和8年8月14日(金) ～ 8月26日(水) 16時必着 17部提出(持参・郵送可)
- (3) 提出先： 沖縄県立那覇西高等学校事務室(国際人文科主任 古謝まき 宛)
- (4) 決定通知：9月18日(金)以降に発送予定 ※業者選定に係る説明会はございませんのでご了承ください。

7. その他

- (1) 保護者向け説明会を旅費支払い計画に基づき実施予定。
- (2) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (3) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。
- (4) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。
- (5) 本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。
- (6) 仕様書、その他について質問等があれば下記記載の担当者までメールにてご連絡下さい。

お問い合わせ
沖縄県立那覇西高等学校
国際人文科主任：古謝
TEL:098-858-8274・8275
E-mail:nkdomrim@open.ed.jp